

**公共施設の維持管理から発生する  
刈草・剪定枝の処分について**

技 第 1 3 2 号  
平成17年9月30日

県土整備部関係課長  
県土整備部出先機関の長 様

技術管理課長  
(公印省略)

公共施設の維持管理から発生する刈草・剪定枝の処分について(通知)  
このことについて、平成14年1月28日付け技第226号の通知により運用しているところですが、生活環境の保全の面からその運用を徹底したく下記のとおり通知します。

#### 記

1. 刈草及び剪定枝については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)において「一般廃棄物」であり、その処理権限は法4条により市町村にあることから、その具体的な処理方法については、該当する市町村と協議し決定すること。  
なお、当該廃棄物は、有機性資源であることから、極力民間再資源化施設を含め堆肥化等での有効利用に努めること。
2. 該当する市町村等と協議の結果、適正な処理、有効利用が困難な場合でやむを得ず現場にて焼却処理せざるを得ない時は、以下によること。  
対象事業は、施設の管理を行うための事業(道路除草、河川堤防除草)  
該当する市町村と焼却場所、焼却量、焼却期間・時間、燃え殻の処理方法等について協議すること。  
同様の内容を、地元及び周辺住民(区・自治会等)、警察、消防署等と協議すること。  
焼却灰等の飛散により、道路の交通安全上支障のある場合、又、比較的遠くに民家があっても民家に悪影響を及ぼす恐れがある場合は、作業を中止すること。  
実施にあたっては、市町村と連携し、事前に予定日時、場所等を広報無線等により十分周知徹底に努めること。
3. 設計書特記仕様書への記載  
処分方法、処分場所、処分量、焼却処理の場合は、焼却場所、焼却量、焼却期間、焼却期間・時間、燃え殻の処理方法等を設計書に特記仕様書として記載すること。
4. その他  
刈草等を埋める行為は、法16条の不法投棄に該当するので禁止すること。

以 上